



熊本県公報

第 1 2 5 9 3 号

平成 29 年 2 月 7 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成 29 年 2 月熊本県議会定例会の招集…………… (財政課) 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 種畜証明書交付…………… (畜産課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の辞退…………… (//) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更…………… (//) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (//) 5
- 介護老人保健施設の開設許可…………… (高齢者支援課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… (//) 6
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 6
- 生活保護法に基づく指定介護機関の変更…………… (//) 7
- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定…………… (//) 8
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業の再開…………… (//) 10
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 10
- 道路の区域変更…………… (//) 10
- 道路の区域変更…………… (//) 11
- 公 告**
- 山鹿都市計画公園の変更(山鹿市決定)…………… (都市計画課) 11
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 11
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 12
- 登 載 依 頼**
- 公示送達…………… (収用委員会) 12
- 熊本県行政不服審査会の開催…………… (行政不服審査会) 12

告 示

熊本県告示第 79 号

平成 29 年 2 月 21 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成 29 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 80 号

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 29 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサ	社会福祉法人田島会	平成 29 年 2	4351200094	指定放課後

一ビスたしまつこ 菊池市泗水町田島 5 8 4 番地 1	菊池市泗水町田島 5 8 4 番地 1 大山 槇子	月 1 日		等デイサービス
---------------------------------	------------------------------	-------	--	---------

熊本県告示第 8 1 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 9 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
おひさま 天草市牛深町 2 0 3 9 番地 2	N P O 法人ワークシ ョップひなたぼっこ 天草市牛深町 1 2 9 番地 3 山中 権太郎	平成 2 9 年 2 月 1 日	4353000112	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第 8 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社陽かりの郷	ヘルパーステー ションげんき	菊池郡菊陽町沖 野二丁目 1 8 - 3	平成 2 9 年 2 月 1 0 日	訪問介護

熊本県告示第 8 3 号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成 2 9 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社陽かりの郷	ヘルパーステー ションげんき	菊池郡菊陽町沖 野二丁目 1 8 - 3	平成 2 9 年 2 月 1 0 日	介護予防訪問 介護

熊本県告示第 8 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人地域たすけあいの会	デイサービスさ さえあい	玉名市富尾 6 4 3 番地 1	平成 2 9 年 2 月 1 日	通所介護

熊本県告示第 8 5 号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 11 条及び第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成 29 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人地域たすけあいの会	デイサービスささえあい	玉名市富尾 6 4 3 番地 1	平成 29 年 2 月 1 日	介護予防通所介護

熊本県告示第 8 6 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号の種畜証明書を交付したので、同法第 8 条第 2 項の規定により公示する。

平成 29 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	種畜の名号	品 種	検査成績	飼養者	検査場所
平成 29 年 1 月 24 日（火）	11497376722	秀安照	黒毛和種	1 級	一般社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター	阿蘇郡西原村

熊本県告示第 8 7 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 29 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柳平	水上村江代	別図 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
田辺 A	水上村江代	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
中尾 A	水上村江代	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
広瀬 B	水上村江代	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
柳原 A	水上村江代	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
田辺 B	水上村江代	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
神場 B	水上村湯山	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり

本野 A	水上村湯山	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
------	-------	-----------	---------	-----------

(別図 1 から別図 8 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 88 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 29 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
土谷外科胃腸科医院	八代市迎町 1 - 4 - 15	平成 28 年 12 月 10 日
辻内科医院	八代市鏡町内田 308	平成 28 年 11 月 30 日
仲山医院	玉名市滑石 936	平成 28 年 8 月 29 日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
川原歯科医院	八代市麦島西町 12 - 10	平成 28 年 11 月 19 日
小林歯科医院	玉名市高瀬 200	平成 28 年 10 月 3 日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
御船中央薬局	上益城郡御船町御船 1071 - 2	平成 28 年 10 月 31 日
やまぶき薬局	上益城郡益城町福富 740 番地 3	平成 28 年 12 月 31 日

熊本県告示第 89 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 29 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
ベル薬局鹿本店	山鹿市鹿本町来民 591 - 1	平成 28 年 9 月 30 日

熊本県告示第 90 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。
平成 2 9 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称 及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
中村医院 宇城市松橋町砂 川 1 7 2 8	住 所		平成 2 7 年 9 月 2 8 日
	宇城市松橋町砂川 1 7 2 9 - 2	宇城市松橋町砂川 1 7 2 8	
うえの内科・胃腸 内科 八代市本町二丁 目 2 番 9 号	住 所		平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日
	八代市本町二丁目 2 番 3 号	八代市本町二丁目 2 番 9 号	

(訪問看護)

医療機関の名称 及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
訪問看護ステー ションあこう 天草市宮地岳町 1 7 3 4 - 2	住 所		平成 2 8 年 1 2 月 1 日
	天草市天草町下田北 1 3 1 2 - 2	天草市宮地岳町 1 7 3 4 - 2	

熊本県告示第 9 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
在宅とつながるクリニック天草	天草市宮地岳町 1 7 3 4 - 2	平成 2 8 年 1 2 月 5 日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
鎌田歯科クリニック	宇城市小川町江頭 2 2 9 - 2	平成 2 8 年 1 1 月 1 日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
熊本調剤薬局高森店	阿蘇郡高森町高森 2 1 8 6 - 1	平成 2 8 年 1 2 月 1 日
御船中央薬局	上益城郡御船町御船 1 0 7 1 - 2	平成 2 8 年 1 1 月 1 日
ひかり薬局荒尾店	荒尾市荒尾 7 9 3	平成 2 9 年 1 月 1 日

(訪問看護)

事業者の名称及び所在地	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ライフケアステーション	八代市大村町 3 4 2 番地 1	平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日

熊本県告示第 9 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 9 4 条第 1 項の規定により介護老人保健施設の開設を次のとおり許可したので、同法第 1 0 4 条の 2 の規定により公示する。

平成 2 9 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護老人保健施設)

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
------------	------	-------

ユニット型介護老人保健施設 幸 玉名市岱明町鍋1831番地	社会福祉法人創友会	平成29年4月1日
----------------------------------	-----------	-----------

熊本県告示第93号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成29年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
ひかり薬局荒尾店 荒尾市荒尾793	平成29年2月1日
八代薬剤師会センター薬局 八代郡氷川町今字西作150番地2	平成29年2月1日

熊本県告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成29年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
やちわ調剤薬局 八代市田中町19番地9	平成29年2月1日

熊本県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるもの場合を含む。）の規定により告示する。

平成29年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(短期入所生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ 東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマツト青山ビル	くまもと長寿苑そよ風 阿蘇郡西原村大字布田1089-1	平成28年11月30日

(介護予防短期入所生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ 東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマツト青山ビル	くまもと長寿苑そよ風 阿蘇郡西原村大字布田1089-1	平成28年11月30日

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ファーマダイワ 熊本市南区流通団地一丁目56	やまぶき薬局 上益城郡益城町福富740番地	平成28年12月31日

番地	3	
有限会社コムス 八代市日置町 1 5 0 - 2	エビス薬局日置店 八代市日置町 1 5 0 - 2	平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日
(介護予防居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ファーマダイワ 熊本市南区流通団地一丁目 5 6 番地	やまぶき薬局 上益城郡益城町福富 7 4 0 番地 3	平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日

熊本県告示第 9 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社サークルケア 玉名市伊倉北方 3 9 番地 1	株式会社サークルケア 玉名市伊倉北方 3 9 番地 1	事業所の所在地		平成 2 8 年 5 月 1 6 日
		玉名市滑石字下 8 3 9 番地 1	玉名市伊倉北方 3 9 番地 1	

(介護予防福祉用具貸与)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社サークルケア 玉名市伊倉北方 3 9 番地 1	株式会社サークルケア 玉名市伊倉北方 3 9 番地 1	事業所の所在地		平成 2 8 年 5 月 1 6 日
		玉名市滑石字下 8 3 9 番地 1	玉名市伊倉北方 3 9 番地 1	

(特定福祉用具販売)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社サークルケア 玉名市伊倉北方 3 9 番地 1	株式会社サークルケア 玉名市伊倉北方 3 9 番地 1	事業所の所在地		平成 2 8 年 5 月 1 6 日
		玉名市滑石字下 8 3 9 番地 1	玉名市伊倉北方 3 9 番地 1	

(特定介護予防福祉用具販売)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社サークルケア 玉名市伊倉北方 3 9 番地 1	株式会社サークルケア 玉名市伊倉北方 3 9 番地 1	事業所の所在地		平成 2 8 年 5 月 1 6 日
		玉名市滑石字下 8 3 9 番地 1	玉名市伊倉北方 3 9 番地 1	

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
特定非営利活動法人つなぐ 天草市宮地岳町 1 7 3 4 - 2	訪問看護ステーションあこう 天草市宮地岳町 1 7 3 4 - 2	事業所の所在地		平成 2 8 年 1 2 月 1 日
		天草市天草町下田北 1 3 1 2 - 2	天草市宮地岳町 1 7 3 4 - 2	

特定非営利活動法人 つなぐ 天草市宮地岳町 1 7 3 4 - 2	訪問看護ステーションあこう 天草市宮地岳町 1 7 3 4 - 2	主たる事務所の所在地		平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日
		天草市天草 町下田北 1 3 1 2 - 2	天草市宮地 岳町 1 7 3 4 - 2	
(介護予防訪問看護)				
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所 在 地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
特定非営利活動法人 つなぐ 天草市宮地岳町 1 7 3 4 - 2	訪問看護ステーションあこう 天草市宮地岳町 1 7 3 4 - 2	事業所の所在地		平成 2 8 年 1 2 月 1 日
		天草市天草 町下田北 1 3 1 2 - 2	天草市宮地 岳町 1 7 3 4 - 2	
特定非営利活動法人 つなぐ 天草市宮地岳町 1 7 3 4 - 2	訪問看護ステーションあこう 天草市宮地岳町 1 7 3 4 - 2	主たる事務所の所在地		平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日
		天草市天草 町下田北 1 3 1 2 - 2	天草市宮地 岳町 1 7 3 4 - 2	

熊本県告示第 9 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人社団熊本丸田会 熊本市中央区九品寺一丁目 1 5 番 7 号	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手 7 6 0	平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日
医療法人社団メディウス会 八代市旭中央通 1 - 3	訪問リハビリテーションあらき 八代市旭中央通 1 - 3	平成 2 9 年 1 月 1 4 日
社会福祉法人恩賜財団済生会支 部熊本県済生会 熊本市南区近見五丁目 3 番 1 号	済生会みすみ病院 宇城市三角町波多 7 7 5 - 1	平成 2 8 年 9 月 1 日

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人社団熊本丸田会 熊本市中央区九品寺一丁目 1 5 番 7 号	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手 7 6 0	平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日
医療法人社団メディウス会 八代市旭中央通 1 - 3	介護予防訪問リハビリテーションあらき 八代市旭中央通 1 - 3	平成 2 9 年 1 月 1 4 日
社会福祉法人恩賜財団済生会支 部熊本県済生会 熊本市南区近見五丁目 3 番 1 号	済生会みすみ病院 宇城市三角町波多 7 7 5 - 1	平成 2 8 年 9 月 1 日

(通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人社団熊本丸田会 熊本市中央区九品寺一丁目 1 5	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手 7 6 0	平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日

番 7 号		
医療法人社団メディウス会 八代市旭中央通 1-3	通所リハビリテーションあらき 八代市旭中央通 1-3	平成 29 年 1 月 14 日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 熊本県済生会 熊本市南区近見五丁目 3 番 1 号	済生会みすみ病院 宇城市三角町波多 775-1	平成 28 年 9 月 1 日
中嶋 淳滋 合志市須屋 1415-1	通所リハビリテーションななつ 合志市須屋 1415-1	平成 29 年 1 月 17 日
(介護予防通所リハビリテーション)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人社団熊本丸田会 熊本市中央区九品寺一丁目 15 番 7 号	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手 760	平成 28 年 12 月 21 日
医療法人社団メディウス会 八代市旭中央通 1-3	介護予防通所リハビリテーションあらき 八代市旭中央通 1-3	平成 29 年 1 月 14 日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 熊本県済生会 熊本市南区近見五丁目 3 番 1 号	済生会みすみ病院 宇城市三角町波多 775-1	平成 28 年 9 月 1 日
中嶋 淳滋 合志市須屋 1415-1	通所リハビリテーションななつ 合志市須屋 1415-1	平成 29 年 1 月 17 日
(居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人社団熊本丸田会 熊本市中央区九品寺一丁目 15 番 7 号	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手 760	平成 28 年 12 月 21 日
有限会社メディカルクリア 鹿児島県鹿児島市城西二丁目 6 番 25 号	なのはな調剤薬局 水俣市塩浜町 31 番 1 号	平成 28 年 8 月 4 日
(介護予防居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人社団熊本丸田会 熊本市中央区九品寺一丁目 15 番 7 号	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手 760	平成 28 年 12 月 21 日
有限会社メディカルクリア 鹿児島県鹿児島市城西二丁目 6 番 25 号	なのはな調剤薬局 水俣市塩浜町 31 番 1 号	平成 28 年 8 月 4 日
有限会社ひまわり薬局 天草市本町下河内 875-4	ひまわり薬局 天草市本町下河内 875-4	平成 28 年 10 月 1 日
(通所介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
特定非営利活動法人コヴェント・ガーデン 阿蘇郡高森町大字高森 1990-1	デイサービスセンターつくし 阿蘇郡高森町高森 2151-1	平成 28 年 11 月 8 日
(介護予防通所介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
特定非営利活動法人コヴェント	デイサービスセンターつくし	平成 28 年 11 月

・ガーデン 阿蘇郡高森町大字高森 1 9 9 0 - 1	阿蘇郡高森町高森 2 1 5 1 - 1	8 日
------------------------------------	----------------------	-----

熊本県告示第 9 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の再開の届出があつたので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるもの場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	再開年月日
有限会社分部タクシー 球磨郡多良木町多良木 6 1 5 番地	わけべいきいきケアセンター 球磨郡多良木町多良木 6 1 5 番地	平成 2 8 年 4 月 2 日

（介護予防訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	再開年月日
有限会社分部タクシー 球磨郡多良木町多良木 6 1 5 番地	わけべいきいきケアセンター 球磨郡多良木町多良木 6 1 5 番地	平成 2 8 年 4 月 2 日

熊本県告示第 9 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 2 月 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	黒木鹿北線	山鹿市鹿北町岩野 2 5 1 7 番 4 地先から 同所 2 5 1 9 番 4 地先まで	106.7	防交 (災害防 除)

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 2 月 8 日

熊本県告示第 1 0 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 2 月 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 2 1 号	人吉市上漆田町字頭無 3 4 0 2 番 2 2 地先から 同所	前	12.6 ～ 22.4	59.5	交差点 改良

		3 4 5 4 番 1 地 先 まで	後	15.3 ～ 22.4	59.5	
--	--	--------------------	---	-------------------	------	--

2 区域を変更する期日 平成 29 年 2 月 7 日

熊本県告示第 101 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 2 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	山鹿市鹿本町中川字北田 2 8 1 6 番地先から 同所 2 9 7 9 番 1 地 先 まで	前	4.8 ～ 9.3	70.0	単道改
			後	8.4 ～ 9.5	70.0	

2 区域を変更する期日 平成 29 年 2 月 7 日

公 告

熊本県公告第 69 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により山鹿市から山鹿都市計画公園（カルチャースポーツセンター）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成 29 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 70 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 29 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1179 号	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料 2 号	アルカリ分 : 55.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字稲佐 301	平成 35 年 2 月 19 日

熊本県公告第 71 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営梅洞地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に審査請求をすることができる。

平成 29 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営梅洞地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年2月8日から平成29年3月7日まで
- 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年2月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本県菊池郡菊陽町大字原水字東原15番3、同17番1及び同18番3
427.85平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本県菊池郡菊陽町大字原水2137番地町営原水団地E-101号
服部 史哉

登載依頼**熊本県収用委員会公告第3号**

公示送達
熊本県熊本市東区弓削町32番4及び同市東区弓削町32番5の土地登記名義人
生産農業協同組合
所在地、その他送達すべき場所不明
但し、土地登記記録上の所在地 飽託郡供合村弓削615番地
土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当委員会事務局（熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成29年1月27日付け熊収第115号の2の書類（熊収28第5号、第6号案件（弓削町案件）の裁決書）

（注意）上記書類を受領しないときは、平成29年2月16日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成29年2月7日

熊本県収用委員会会長 斉藤 修

熊本県行政不服審査会公告第1号

熊本県行政不服審査会を次のとおり開催します。
平成29年2月7日

熊本県行政不服審査会
会長 出田 孝一

- 開催日時
平成29年2月14日（火）
午後2時から午後4時まで（予定）
- 会場
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館4階 行政不服審査会室
- 議事
（1）熊本県行政不服審査会運営要領の改正案について
（2）審査会運営上の課題及び留意点について
（3）審査会答申に係る意見交換
（4）審査請求の状況（非公開）
- 傍聴者の定員
5人
- 傍聴手続
（1）傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入室することができます。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 非公開の案件

今回の審議では、「3 議事」のうち、(4)については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準アに該当し、非公開となりますので傍聴はできません。

7 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県行政不服審査会事務局（熊本県総務部総務私学局県政情報文書課）
電話番号：096-333-2066